

地図修正に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟(以下、「甲」という。)と坂野山遊地図企画(以下、「乙」という。)は、下記業務に関して、業務委託契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は、本契約の定めるところにより、下記業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

記

甲に所属する団体が、甲が栃木県に保有するオリエンテーリングトレインを利用して競技会を主催する場合において、当該トレインのオリエンテーリング用地図を現状に即して修正する業務

第2条(契約期間)

委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条(委託料)

本契約に基づく乙の委託料は、300,000円(消費税別)とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1か月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条(委託料を超える地図修正)

乙は、現地調査の結果、委託料の範囲を超える地図修正が必要であると判断した場合は、速やかに甲に対してその旨を報告し、対応方法を協議するものとする。

第5条(成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物の一切の権利は、甲に帰属する。

第6条(権利義務の譲渡)

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第7条(秘密保持)

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者(ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く)に開示してはならない。

第8条(報告義務)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第9条(契約解除)

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第10条(不可抗力免責)

不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第11条(管轄裁判所)

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第12条(協議)

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じたこととなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和7年4月5日

甲	住所	栃木県塩谷郡塩谷町船生6082-68	山川克則記念館内
	氏名	日本学生オリエンテーリング連盟	
	会長	河合 利幸	印

乙	住所	栃木県日光市小代1485-60	
	氏名	坂野山遊地図企画	
	代表	坂野 翔哉	印